

資料 19 収蔵品等情報システム仕様書

1 業務の目的

美術館の保有する情報（作品、図書、美術家等）の公開により、社会教育施設としての情報発信力を高め、美術館利用者の学習や様々な知的要求に応えることを目的とする。また、美術館特有の情報を一括管理することによって運營業務の効率化を促進する。

2 業務の概要

(1) システム運用開始以前

- 情報システム開発、ハードウェア整備、ネットワーク構築
 - *特に情報システムの開発にあたっては、市と十分に協議しながら進めていくこと。
- 開発・運用全期間にわたるスケジュール、開発工程表の作成
- 既存データの移行、検証
 - *詳細については3-(2)に記載する。
- システム検証と試験運用
 - *事業者は、市と共同してシステム検証と試験運用を行うこと。その時期、期間は特に定めがないが、システムに齟齬、障害が認められた場合はこれを改め、リニューアル・オープン時に完全に運用開始できることを想定して時期、期間を定めること。
- 美術館従事者のための運用研修実施、運用マニュアルの作成

(2) システム運用時

- 情報コーナーの設置、運営、利用者対応
 - *情報内容等に関する質問などについては市職員が対応するが、事業者は情報コーナー利用者の窓口としての対応を行うこと。
- 情報システム、OS、ハードウェア等の保守管理、更新
- 更新時における美術館従事者のための運用研修実施、運用マニュアルの更新

3 情報システム開発の概要

(1) システム構成の考え方

- クライアントサーバシステム
 - *美術館が保有する様々な情報をデータベースとして公開するシステム構成とすること。
 - *システムの中核となるデータベースを保存するサーバの設置場所は、館内、館外を問わない。クラウドサーバの利用も可とする。サーバ容量は、データ量の増加に対応すること。
 - *以下に記載するシステムの利用を念頭に館内ネットワークを構築すること。
- システムの利用
 - *美術館内外でサーバにアクセスし、データベースを利用するクライアントには、①美術館従事者（市職員、事業者）がシステムの運用者として利用する情報端末群、②来館者が情報コーナーで利用者となる情報端末群、③館の内外を問わず、インターネットを経由してシステムの利用者となる情報端末群（タブレット等携帯端末含む）の別がある。これらの別によって、情報へのアクセス、入力等、各種の制限を設けることとする。制限方法と範囲については市と協議の上決定してシステム開発に反映させること。

(2) データベースの考え方

- 高度な検索と弾力的な運用を可能とするデータベース
 - * システムの中核となるデータベースの機能体系、ユーザインターフェイスのユーザビリティは、収蔵資料管理システムのパッケージ製品である「MusethequeV3」（富士通株式会社）、I. B. MUSEUM（早稲田システム株式会社）等と同等とすること。
- 多様な美術情報の公開
 - * データベースに格納し、公開する情報には、①既存デジタルデータ（ファイルメーカーProデータ・所蔵作品約16,000件、図書約60,000件、美術展覧会関係約16,000件、美術作家訃報名簿約4,600件等）から移植する情報、②既存アナログデータ（映像資料約720件）をデジタル変換後に入力する情報、③運用開始後の新規入力、更新による情報の別がある。
 - * 事業者は、①、②の既存データの変換、移行、検証をシステム運用開始までに行うこと。
 - ③の新規入力、更新業務については市職員が行うが、事業者がデータ等を提供する必要がある場合は入力業務を支援すること。
 - * すべてのデータを単一のデータベースに格納することは必須とせず、いくつかのデータベースに分割し、関連づけて運用することも可能とする。

4 ハードウェア、ソフトウェアの整備・運用

(1) ハードウェアの整備・運用の考え方

- 情報コーナーにおいて来館者が利用する情報端末機器
 - * 3台以上とすること。多様な利用者を想定し、操作性とセキュリティに配慮すること。
 - * 映像情報を公開するため、音声も視聴できること。ただし周囲の迷惑にならない方策をとること。
- 美術館従事者（市職員、事業者）が利用者となる情報端末群A
 - * 通常的美術館運営業務に利用しながら、必要に応じてデータベースを保存するサーバにアクセスし、これを利用する。通常の事務処理が可能な機能を備えた端末と周辺機器を整備すること。またその一部は、ワークステーションとして高度な画像の加工、各種デザイン等の業務が行える機能を持たせた機器とすること。参考までに、現在美術館が保有している機器の一覧を「表1」にあげる。
- 美術館従事者（市職員）が利用者となる情報端末群B
 - * 通常的美術館運営業務に利用しながら、必要に応じて福岡市全庁OAシステムにアクセスし、これを利用する。通常の事務処理が可能な機能を備えた端末と周辺機器を整備する。また、この情報端末群Bは、美術館のクライアントサーバシステムとは切り離し、福岡市全庁OAシステムのネットワークに属する。なお、設置は市が行う。
- 機器の保守・更新
 - * 機器の整備方法は特に問わないが、必要に応じて保守・更新を行うこと。

(2) ソフトウェアの整備・運用の考え方

- 情報コーナーに設置する情報端末群のソフトウェア
 - * 美術館所蔵作品等を検索し、閲覧するデータベース以外については特に定めない。
- 美術館従事者（市職員、事業者）が利用者となる情報端末群Aのソフトウェア
 - * 通常的美術館運営業務に必要なソフトウェアを実装すること。

*市職員（学芸課職員・嘱託職員含む）が画像を加工できるソフトウェアを実装すること。
 *ワークステーションとして整備する情報端末機器については、高度な画像の加工、各種デザイン等の業務が行えるソフトウェアを実装すること。

- 美術館従事者（市職員、事業者）が利用者となる情報端末群Bのソフトウェア
 - *通常的美術館運営業務に必要なソフトウェアを実装すること。
- ソフトウェアの更新
 - *ソフトウェアの導入方法は特に問わないが、必要に応じて更新を行うこと。参考までに、通常の事務処理以外で現在導入しているソフトウェアを「表2」にあげる。

留意事項

情報コーナーは自由提案エリアであり、開架図書の閲覧等と上記のデータベースを用いた情報公開以外にも、ホームページと連動した新たなデジタルコンテンツなどを通して美術館の魅力向上をはかり、集客に資する整備が可能と考えている。

表1

ハードウェア

項目	数	備考
職員業務用端末	ワークステーション2台 市職員用（学芸課）14台	ワークステーションのうち1台はiMac
スキャナー	1台	
モノクロレーザープリンター	1台	
インクジェットカラープリンター	2台	・A1対応1台 ・A3対応1台
外付けハードディスク	1台	バックアップ用
セキュリティ機器	1台	
ギガ対応スイッチ	5台	
サーバ	1台	

表2

ソフトウェア

項目	インストール機器（現況）	備考
Adobe Creative Suite 6	ワークステーション2台	
AutoCAD LT2014	ワークステーション2台	
FileMaker Pro12	ワークステーション2台 サーバ1台 市職員用（学芸課）14台	
Adobe Photoshop Element	市職員用（学芸課）端末14台	